

特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令案についての意見

(1)氏名	一般社団法人 日本リユース機構 代表理事 波多部 彰
(2)職業	リユース・リサイクル業
(3)住所	東京都板橋区成増1-4-10-205
(4)連絡先	電話: 03-6914-1702 E-mail: jimukyoku@jro.or.jp FAX: 03-6914-1703
(5)意見	購入業者が通知すべき事項として、第三者の氏名、連絡先、物品を特定するために必要な情報等は、個人情報の保護に関する法律に対して遵守していることになるか

①【意見の内容】

特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令案の中で、“3. 第三者への物品の引渡しについて、売主に対し通知する事項(規則案第52条関係)売主にとって自らが売却した物品が誰の手元にあるのかという情報は、(中略)、購入業者がクーリング・オフ期間中に物品を第三者に引き渡した場合、売主に対して必要な事項を通知することが法において義務付けられている。購入業者が通知すべき事項として、第三者の氏名、連絡先、物品を特定するために必要な情報等を定める。以下略。

とありますが、下線の“第三者の氏名、連絡先、物品を特定するために必要な情報等を定める”については、個人情報の保護に関する法律から見て特に問題はないのでしょうか。

②【理由】

購入業者(法人または個人)が、個人情報の保護に関する法律から見て以下に該当した場合には、個人情報の取り扱いには十分な注意と対応が必要となります。

対象は、法人または個人事業者になると思います。

- 5000件以上の個人情報を体系的にしており、
- その個人情報は、容易に検索できるようになっており、
- そのコンピューターまたはその他の情報の集合物を事業に使用している

本法に従い購入者が、第三者の個人情報を、第三者の許可を得ないで提供することは、個人情報保護法の第二十三条(第三者提供の制限)に抵触することになりはしないでしょうか。

また、個人情報保護法に基づき、第三者が情報の提供に同意をしなかった場合には、本法を遵守できなくなってしまうのではないのでしょうか。

個人情報保護法に照らして見て、問題ないことを明らかにして頂く事を望みます。